構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

丹波市

2 構造改革特別区域の名称

丹波市農村いきいき活性化計画

3 構造改革特別区域の範囲

丹波市の全域

4 構造改革特別区域の特性

位置・地勢

丹波市は兵庫県の内陸部に位置し、篠山市、西脇市、朝来市、多可郡多可町及び京都府福知山市と隣接している。阪神間からJRや自動車で概ね1時間30分の圏域であり、日本海側へもほぼ同時間であるが、来年には北近畿豊岡自動車道が全線開通の見込みであり、但馬方面へのアクセスは一層時間短縮されることになる。

中国山地の東端にあり、北部地域は朝来群山県立自然公園の一角を形成している。 平均 600m 前後のやや急斜面をもった山々によって形づくられた中山間地帯となっている。その山々の接点を縫うようにして二大河川の源流があり、加古川水系及び由良川水系の最上流に位置し、日本で一番低い中央分水界がある。子午線(東経 135 度線)が通る市でもある。

面積・人口

丹波市は平成 16 年 11 月に旧氷上郡 6 町が合併して誕生した市であり、493.28k ㎡のの面積は県内でも有数の広さであり、県土の約 5.9%を占める。土地利用の分類では、森林が約 75%で最も多く、農地が約 13%あり、宅地は約 3%にすぎない。

平成 17 年の国勢調査による人口は 70,813 人であり、平成 12 年調査時と比較して、2,049 人・2.8%の減となっている。

農業・観光

農業は山と河川によって形づくられた平野部において、土地利用型を中心に営まれている。稲作をはじめ豆類・野菜類の作付けが多く、肉用牛・乳用牛飼育も盛んである。 全国的にもプランド化している丹波大納言小豆、山の芋など、特産品も多い。市島地域では有機農業の取り組みが盛んであり、有機農法の栽培米を原料にしたパン・うどん等の二次加工品の開発・販売も進んでいる。

市内には紅葉の名所である高源寺・円通寺をはじめ、柏原藩主織田家の公邸であった

柏原藩陣屋跡や黒井城跡等の史跡がある。また、国指定の無形文化財である丹波布や民俗文化財の青垣翁三番叟等、歴史ある文化財もあり、全国的にも広く知られている。

全国的にみても有数の上昇気流ともつ青垣地域の岩屋山は西日本各地から多くの入山 者があり、パラグライダーを中心としたスカイスポーツのメッカとして広く認知されている。

地域の課題

昨今の少子高齢化の進展は著しく、平成18年3月現在の高齢化率は25.8%である。農業経営者の高齢化の進展も進んでいる。担い手不足とともに山裾等の条件不利地域における耕作放棄地の拡大が懸念される。従来から農業経営は零細農家が中心であり、担い手対策としての大規模農家を育成していく一方で、農地保全の観点からも兼業農家を中心とした零細経営への支援策が急務となっている。

一方、合併により旧町単位の特色ある産業施策が十分に生かされていない面があり、 地域資源の高付加価値化や観光資源のネットワーク化を進め、市としての新たな施策展開が必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 丹波市は阪神間から概ね 1 時間 30 分という地理的条件、春日の局生誕の黒井城下 館跡を中心とする歴史、丹波栗、大納言小豆、丹波黒豆、松茸等の食文化、もみじ 三山に代表される豊かな自然にめぐまれた観光資源を有する地域である。観光入り 込み数については年間 2 0 0 万人弱で推移している。しかし、基幹産業である農業 は、若者の農業離れによる後継者不足や高齢化による遊休農地の増大などの大きな 課題を投げかけている。
- (2) 丹波市には日本海へ流れる由良川と太平洋へと流れる加古川の二大河川の源流が走っており、氷上町石生にある『水分れ』(標高が日本で一番低い谷中分水界)をはじめとする都市住民が『いやし・やすらぎ』を感じることができる、豊かな自然が点在している。また、都市住民が農業体験をつうじて、地域との交流・ふれあいを体験できるよう平成13年度には農村滞在型施設『綿ばたけ』(宿泊施設12戸、農園16区画)を設置し地域の活性化を促進している。
- (3) 現在、市内では JA「とれたて野菜市」、道の駅「あおがき」、道の駅「丹波おばあちゃんの里」、農産物直売施設「ひかみ四季菜館」、「愛菜館おなざ」等の施設の設置が進み、地産地消の取り組みが進み、農業の6次産業化(1次産業「農産物の生産」・2次産業「農産物の加工・食品製造」・3次産業「直販・観光等」)にまで踏み込むことで、農村に新たな価値を作りだす活動に向けた活動も地域に浸透している。
- (4) 本計画は、漬物、惣菜、味噌といった農産物の加工や観光農園等の運営に加え、 自らが栽培した米を利用した「濁酒」を製造し、自らが経営する農家民宿等で「濁 酒」を提供することにより、都会生活では体験できない、農村でしか体験できない 「農作業体験」「食べる」「飲む」「語らう」を心の交流を深める拠点として、更に、

手段としての農家民宿の経営及び濁酒の提供は、多大な効果をもたらすものであり、 地域農業者においては、自らの地域に暮らす誇りを再認識し、農業に対する活力を 与え定年帰農者を中心とした農業従事者を中心に遊休農地の解消を図りながら、 本地域の持てる資源を最大限に活かし農村の活性化を積極的に進めようとするも のである。

6 構造改革特別区域計画の目標

これまでの取り組みによる、農産物の地産地消や農業の6次産業化による、市民生活の基本に関わる食の安全安心の確保に加え、本計画を実施することによる、濁酒の特産化や、農家民宿の運営による色んな形で実現する多くの市民及び都市生活者との交流を足がかりとして、子供から高齢者まで老若男女を問わず、市民生活の中で土とし親しむ心を育み、「農」を生かす社会を実現することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区計画にかかる施策の実施により、これまで主流である当市への日帰り観光から、都会生活者に『ふるさと』を感じられる、"農村の土に親しむ生活を体験し"、そして、 "農村の味覚に舌鼓を打ち"、"農村を語らう"滞在型の観光への転換を図ることになる。

また、農家民宿の開設、濁酒の製造により、提供する食材生産のための新規就農者、定年後帰農者等による遊休農地の有効活用を促すものとなる。

そして、都市部住民へ与える『ふるさと』の持つ「大きな心の安らぎ」は、精神的・ 社会教育的な効果として期待される。

	H 1 2	H17	H 2 2
濁酒製造者数(人)	0	0	3
観光入込数 (人)	1,938 千	1,986 千	2,000 千
遊休農地 (ha)	109	90	75

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
7 0 7	特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農家民宿事業の推進

農家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件撤廃による農家型民宿事業の推進(全国で実施された規制改革の活用)

旅館業法上の面積要件が撤廃されたことにより、農家民宿への取り組みが容易

になったことを踏まえ、その周知・PR を図り事業参加農家を確保し事業推進を図る。

(2) 支援観光施設のネットワーク化

市立休養施設「やすら樹」や「リフレッシュ館」、「悠々の森」等市内の各市営観光施設のネットワーク化を図り、市観光協会等が、これらの施設を有効活用した事業展開を進める。

別紙

1 特定事業の名称

番号: 707

特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、 自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行なわれる区域

兵庫県丹波市の全域

事業の実施期間

上記 2 に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

当該規制の特例措置の内容

(1)規制の特例措置の必要性

農家と都市住民の交流の拠点としての農家民宿において、農家が生産した米等を加工した「濁酒」を提供することにより、農家独自の「米」の高付加価値化、「米」の地産地消と消費拡大に加え、農業の6次産業化の推進にはこの特例措置は不可欠なものであり、関連事業の農家民宿とあわせて、より一層の効果が得られる。

(2)要件適合性を認めた根拠

丹波市は、二大河川(由良川・加古川)の源流を有し、豊富で清らかな水資源を利用した造り酒屋も点在し、酒造りに関する技術、知識等も兼ね備えている。また、丹波市を訪れる都市住民にも喜ばれ、米の6次産業化を進めるためにも大きな役割を果たすものである。

(3)特例措置による弊害の防止等

特例措置の実施により、無免許でも酒類の製造が可能になるような誤解が生じないよう、市の広報等で制度の周知を図るとともに、新たに濁

酒の製造免許を受けた者が、酒税法の規定に違反しないよう市としても 指導監督を行う。